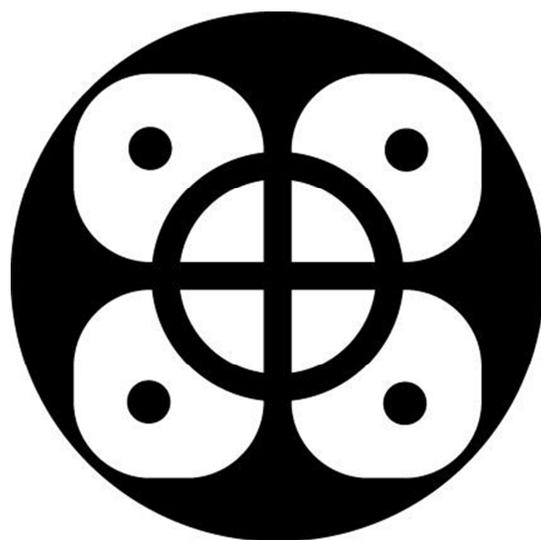


入湯税 特別徴収の手引き



令和 7 年 度
下 田 市

【問合せ先】

〒415-8501

静岡県下田市東本郷一丁目5番18号

下田市役所 税務課 市民税係

TEL 0558-22-2218 (内線282)

FAX 0558-22-3910

e-mail zeimu@city.shimoda.lg.jp

目 次

1	はじめに	1 ページ
2	入湯税の取扱いについて	1 ページ
3	延滞金・加算金について	2 ページ
4	入湯税特別徴収義務者経営（異動）申告書の提出	4 ページ
5	帳簿の記載義務	4 ページ
6	実地調査	4 ページ
	入湯税納入申告書 記入例	5 ページ
	帳簿様式	6 ページ
	帳簿記入例	7 ページ
	入湯税特別徴収義務者経営申告書	8 ページ
	【資料編】	
	下田市税賦課徴収条例（一部抜粋）	9 ページ
	地方税法（一部抜粋）	11 ページ

1 はじめに

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てられるための目的税で、鉱泉浴場における入湯に対し、課税するものです。

入湯税の徴収については、特別徴収の方法によることとされています。

なお、令和5年度の入湯税については、全額観光振興に充てられています。（入湯税 収入済額 78,044 千円（令和5年度決算による））

2 入湯税の取扱いについて

（1）入湯税の税率（入湯客1人1日について）

①宿泊料金又は飲食料金	10,000円以上のもの	150円
②宿泊料金又は飲食料金	4,000円以上のもの	130円
③宿泊料金又は飲食料金	4,000円未満のもの	100円

（2）入湯税の課税免除

次の者については、入湯税が免除されます。

- ①年齢12歳未満の者
- ②共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
 - ※ 共同浴場………独身寮、社宅、療養所等に付設されている浴場
 - ※ 一般公衆浴場…主に地域住民に低料金で利用されている銭湯
- ③修学旅行を目的とする生徒の団体客
- ④市長が特に必要があると認めた者

（3）入湯税の申告納入期限

①地方税法第701条の4第1項及び第2項の規定により、入湯税の特別徴収義務者は、入湯客から入湯税を徴収し、毎月末日までに前月分の入湯客数、税額、その他必要事項を記載した納入申告書を提出するとともに、納入金を納入しなければなりません。申告書の記入例については、5ページおをご確認ください。

なお、申告納入期限が土曜日、日曜日その他休日に当たるときは、その休日の翌日が納期限となります。

納入申告書は、税務課に直接又は郵送で提出し、納入金は下記の金融機関等を通じて、納入書により納入してください。

静岡銀行	スルガ銀行
静岡中央銀行	三島信用金庫
富士伊豆農業協同組合	静岡県労働金庫

上記金融機関の本店及び各支店
東日本信用漁業協同組合連合会（静岡県内のみ）
下田市役所

令和5年10月16日から、インターネットを利用した地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）による電子申告・電子納入が開始されました。是非ご利用ください。詳細については、同封のリーフレットをご覧ください。

②利用者が不在の月でも、「利用者なし」又は「0人」と申告書に記入の上、申告書を提出してください。

3 延滞金・加算金について

(1) 延滞金

特別の理由がなく、納期限後にその納入金を納入する場合には、その納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、法律の定めるところによって延滞金が加算されます。

① 法定納期限の翌日から1月を経過する日まで

・当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間は、各年の*特例基準割合に1%を加算した割合か、年7.3%のいずれか低い割合を乗じて計算した金額となります。

② ①の翌日以降

・①翌日以降は、特例基準割合に年7.3%を加算した割合か、年14.6%のいずれか低い割合を乗じて計算した金額となります。

*特例基準割合とは…銀行の短期貸出約定平均金利を基に財務大臣が告示する割合

なお、延滞金が発生した場合は、納付書をお送りするので、金融機関等でお支払をお願いします。また、本税及び延滞金について、督促状を発した日から起算して、10日を過ぎた日までに完納しないと、滞納処分を受けることになりますのでご注意ください。

(2) 加算金

特別の理由がなく申告期限までに申告しなかった場合等においては、加算金が課されます。加算金が課される場合は次のとおりです。

区分	加算金が課される場合	加算金の割合
過少申告 加算金	期限までに申告があり、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合 (法第 701 条の 12 第 1 項)	不足税額×10% (不足額のうち、期限までに申告した税額又は 50 万円のいずれか多い金額を超える部分については 5%を加算)
不申告 加算金	期限後に申告があった場合、または期限までに申告がないため、決定があった場合 (法第 701 条の 12 第 2 項第 1 号)	納入すべき税額×15% (納入すべき税額のうち、50 万円を超える部分については 5%を加算 (法第 701 条の 12 第 3 項))
	期限後に申告があり、その金額が実際の税額より少ないため、更正があった場合 (法第 701 条の 12 第 2 項第 2 号)	
	決定後に、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合 (法第 701 条の 12 第 2 項第 3 号)	
	期限後に申告があった場合で、決定があるべきことを予知したものではないとき (法第 701 条の 12 第 4 項)	納入すべき税額×5%
重加算金	二重帳簿によって故意に税額を免れようとした場合で、期限内に申告をしているとき (法第 701 条の 13 第 1 項)	不足税額×35%
	不申告や納期限後に申告があった場合で、二重帳簿等によって故意に税額を免れようとしたとき (法第 701 条の 13 第 2 項)	不足税額×40%
加算金の 加重措置	申告書の期限後提出または更正決定があった日の前日から 5 年以内に不申告加算金及び重加算税を徴収されたことがある場合 (法第 701 条の 12 第 2 項第 4 号)	上記加算金の割合+10% (期限後に申告があった場合で、決定があるべきことを予知したものではないときを除く)

※「法」・・・この項目の法とは地方税法を意味します。

4 入湯税特別徴収義務者経営（異動）申告書の提出

鉱泉浴場を経営するときや、休業、廃業、経営申告事項の内容に変更があった場合は、入湯税特別徴収義務者経営申告書を記入し提出してください。様式は8ページにあります。

5 帳簿の記載義務

帳簿の記載については、下田市税賦課徴収条例第150条の規定により、毎日の入湯客数、宿泊料金又は飲食料金及び入湯税額を帳簿に記載し、1年間保存してください。帳簿の記入例については7ページをご確認ください。

なお、帳簿については、必要事項が記録されていれば任意の様式でも構いません。

6 実地調査

必要に応じて、実地調査を行わせていただくことがありますので、御協力をお願いします。調査の際は、帳簿等の資料の提示をお願いします。

「入湯税納入申告書 記入例」

1. 令和7年3月分から令和8年2月分までを送付します。(予備用3枚)
2. 法人の特別徴収義務者は法人番号(13桁)を記入してください。(個人番号(12桁)は記載しないでください。)
3. 申告書は複写(2枚1組)になっていますので、強めに記入してください。
4. 該当月に申告人数がない場合は、人員合計欄に「0人」と記入して提出してください。
5. 申告書の1枚目左側の「入湯税納入申告書(提出用)」は市役所に提出、右側の「納入済通知書」は金融機関経由で市役所に提出し、2枚目の「申告書(控)・納入書兼領収書」は、特別徴収義務者が保管してください。

入湯税納入申告書(提)

令和 ○ 年 ○ 月分

住所 下田市東本郷1-5-18

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日提出

氏名(名称) 株式会社 ホテル下田

課税標準額

課税標準額	人員	税率	税額	義務者番号
宿泊又は 飲食料金が10,000円以上のもの	150	150円	22,500	0123456789
宿泊又は 飲食料金が4,000円以上のもの	50	130円	6,500	
宿泊又は 飲食料金が4,000円未満のもの	10	100円	1,000	
合計	210		30,000	

13桁の法人番号を記入してください。

経営者の方の12桁の個人番号は記入しないでください。

対象年度 月分 課税年度

○ ○ 年 ○ 月 ○ 日

通知書番号	
税額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	1 5 7 0 0 円

領収日付印

住所又は所在地 下田市東本郷1-5-18

氏名又は名称 株式会社 ホテル下田

上記のとおり収納いたしました(取扱金融機関 → 下田市(保管))

課税標準額の区分により
人数を記入してください

人数 × 税率 = 税額

¥マークは記入しないでください

入湯税 特別徴収義務者【

】 月分帳簿

(1)この帳簿は、下田市税賦課徴収条例第150条の帳簿の記載義務に該当するものであり、毎日の入湯客数を帳簿に記載し、記載した帳簿を記載日から1年間保存してください。

(2)温泉の廃止等経営申告内容に変更が生じた場合は、入湯税特別徴収義務者経営申告書を提出してください。

(3)その他ご不明の点がありましたら、税務課までお問合せください。

下田市役所 税務課 市民税係

電話 0558-22-2218 内線 282

日	宿泊・飲食料金			12歳未満	修学旅行	市長が特に必要があると認められた者	日	宿泊・飲食料金			12歳未満	修学旅行	市長が特に必要があると認められた者
	10,000円以上	4,000円以上	4,000円未満					10,000円以上	4,000円以上	4,000円未満			
1							17						
2							18						
3							19						
4							20						
5							21						
6							22						
7							23						
8							24						
9							25						
10							26						
11							27						
12							28						
13							29						
14							30						
15							31						
16							合計						

※各月コピーしてお使いください。

◎入湯税の申告納付期限は、翌月の末日です。

帳簿 記入例

記入例

屋号・商号と月数を
記入してください。

入湯税 特別徴収義務者【 株式会社 ホテル下田 】 ○ 月分帳簿

(1)この帳簿は下田市税賦課徴収条例第150条の帳簿の記載義務に該当するものであり、毎日の入湯客数を帳簿に記載し、記載した帳簿を記載日から1年間保存してください。

(2)温泉の廃止等経営申告内容に変更が生じた場合は、入湯税特別徴収義務者経営申告書を提出してください。

(3)その他ご不明の点がありましたら、税務課までお問合せください。

下田市役所 税務課 市民税係

電話 0558-22-2218 内線 282

日	宿泊・飲食料金			12歳未満	修学旅行	市長が特に 必要がある と認めた者	日	宿泊・飲食料金			12歳未満	修学旅行	市長が特に 必要がある と認めた者
	10,000円以上	4,000円以上	4,000円未満					10,000円以上	4,000円以上	4,000円未満			
1		3					17	1					
2		7		1			18	13			2		
3	3		6				19	1					
4	5						20	10	6		1		
5	8			1			21	10	8	1	2		
6	1	5		1			22	5			1		
7	6						23		3	1			
8			2				24	1					
9	7						25	2					
10	8	1		2			26	4	2				
11	11	8		3			27	5		3			
12	9						28	4	1				
13		3					29	15		1	3		
14	5		5	1			30			1			
15	15	3		2			31	1					
16							合計	150	50	20	20	0	0

各日付、各税額ごとに対象客数を書入れ、
各月の合計を記入してください。

【資料編】

下田市税賦課徴収条例（一部抜粋）

第1節 入湯税

（入湯税の納税義務者等）

第141条 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。

（入湯税の課税免除）

第142条 次に掲げる者に対しては入湯税を課さない。

- （1） 年齢12才未満の者
- （2） 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
- （3） 修学旅行を目的とする生徒の団体客
- （4） 前3号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認めた者

（入湯税の税率）

第143条 入湯税の税率は次の各号に掲げる区分に従い入湯客1人1日について、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- （1） 宿泊料金又は飲食料金 10,000円以上のもの 150円
- （2） 宿泊料金又は飲食料金 4,000円以上のもの 130円
- （3） 宿泊料金又は飲食料金 4,000円未満のもの 100円

（入湯税の徴収の方法）

第144条 入湯税は、特別徴収の方法によって徴収する。

（入湯税の特別徴収の手続）

第145条 入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。

- 2 前項の特別徴収義務者は、鉱泉浴場における入湯客が納付すべき入湯税を徴収しなければならない。
- 3 第1項の特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならない。

第146条 削除

第147条 削除

（入湯税に係る不足金額等の納入の手続）

第148条 入湯税の特別徴収義務者は、法第701条の10、第701条の12、又は第701条の13の規定に基づく納入の告知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに、納入書によって納入しなければならない。

（入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告）

第149条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

- (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）
- (2) 鉱泉浴場施設の所在地
- (3) 前各号に掲げるものを除く外、市長において必要と認める事項
（入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等）

第150条 入湯税の特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、宿泊料金又は飲食料金及び入湯税額を帳簿に記載しなければならない。

- 2 前項の帳簿は、その記載の日から1年間これを保存しなければならない。
（入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罪）

第151条 前条第1項の規定によって、帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をした場合又は同条第2項の規定によって保存すべき帳簿を1年間保存しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の罰金刑を科する。

- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

地方税法（一部抜粋）

第四節 入湯税

（入湯税）

第七百一条 鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。

（入湯税の税率）

第七百一条の二 入湯税の税率は、入湯客一人一日について、百五十円を標準とするものとする。

（入湯税の徴収の方法）

第七百一条の三 入湯税の徴収については、特別徴収の方法によらなければならない。

（入湯税の特別徴収の手続）

第七百一条の四 入湯税を特別徴収によつて徴収しようとする場合においては、浴場の経営者その他徴収の便宜を有する者を当該市町村の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

2 前項の特別徴収義務者は、当該市町村の条例で定める納期限までにその徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他条例で定める事項を記載した納入申告書を市町村に提出し、及びその納入金を当該市町村に納入する義務を負う。

3 前項の規定によつて納入した納入金のうち入湯税の納税者が特別徴収義務者に支払わなかつた税金に相当する部分については、特別徴収義務者は、当該納税者に対して求償権を有する。

4 特別徴収義務者が前項の求償権に基いて訴を提起した場合においては、市町村の徴税吏員は、職務上の秘密に関する場合を除くほか、証拠の提供その他必要な援助を与えなければならない。

（徴税吏員の入湯税に関する調査に係る質問検査権）

第七百一条の五 市町村の徴税吏員は、入湯税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第一号の者の事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。）その他の物件を検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

一 特別徴収義務者

二 納税義務者又は納税義務があると認められる者

三 前二号に掲げる者以外の者で当該入湯税の賦課徴収に関し直接関係があると認められるもの

- 2 前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 市町村の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。
- 4 入湯税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第七百一条の十八第六項の定めるところによる。
- 5 第一項又は第三項の規定による市町村の徴税吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(入湯税に係る検査拒否等に関する罪)

第七百一条の六 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
 - 二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出したとき。
 - 三 前条の規定による徴税吏員の質問に対し、答弁をしないとき、又は虚偽の答弁をしたとき。
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(入湯税の脱税に関する罪)

第七百一条の七 第七百一条の四第二項の規定により徴収して納入すべき入湯税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつたときは、その違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 2 前項の納入しなかつた金額が百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、百万円を超える額でその納入しなかつた金額に相当する額以下の額とすることができる。
- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第一項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。
- 4 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第七百一条の八 削除〔昭和三八年四月法律八〇号〕

(入湯税に係る更正及び決定)

第七百一条の九 市町村長は、第七百一条の四第二項の規定による納入申告書の提出があつた場合において、当該納入申告に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正することができる。

2 市町村長は、特別徴収義務者が前項の納入申告書を提出しなかつた場合においては、その調査によつて、納入申告すべき課税標準額及び税額を決定することができる。

3 市町村長は、前二項の規定によつて更正し、又は決定した課税標準額又は税額について、調査によつて、過大であることを発見した場合又は過少であり、かつ、過少であることが特別徴収義務者の詐偽その他不正の行為によるものであることを発見した場合に限り、これを更正することができる。

4 市町村長は、前三項の規定によつて更正し、又は決定した場合においては、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

(入湯税に係る不足金額及びその延滞金の徴収)

第七百一条の十 市町村の徴税吏員は、前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足金額（更正による納入金の不足額又は決定による納入金額をいう。以下入湯税について同じ。）があるときは、同条第四項の通知をした日から一月を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足金額に第七百一条の四第二項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下入湯税について同じ。）の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

3 市町村長は、特別徴収義務者が前条第一項又は第二項の規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(納期限後に申告納入する入湯税に係る納入金の延滞金)

第七百一条の十一 入湯税の特別徴収義務者は、第七百一条の四第二項の納期限後にその納入金を納入する場合においては、当該納入金額に、同項の納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納入しなければならない。

2 市町村長は、特別徴収義務者が第七百一条の四第二項の納期限までに納入金を納入しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(入湯税に係る納入金の過少申告加算金及び不申告加算金)

第七百一条の十二 納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合（納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第八項の規定の適用があ

るときを含む。以下この項において同じ。)において、第七百一条の九第一項又は第三項の規定による更正があつたときは、市町村長は、当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由がないと認める場合には、当該更正による不足金額(以下この項において「対象不足金額」という。)に百分の十の割合を乗じて計算した金額(当該対象不足金額(当該更正前にその更正に係る入湯税について更正があつた場合には、その更正による不足金額の合計額(当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該入湯税について当該納入すべき金額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額とする。)が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を超えるときは、その超える部分に相当する金額(当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。)に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、市町村長は、当該各号に規定する納入申告、決定又は更正により納入すべき税額に百分の十五の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、納入申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

一 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第七百一条の九第二項の規定による決定があつた場合

二 納入申告書の提出期限後にその提出があつた後において第七百一条の九第一項又は第三項の規定による更正があつた場合

三 第七百一条の九第二項の規定による決定があつた後において同条第三項の規定による更正があつた場合

3 前項の規定に該当する場合(同項ただし書又は第八項の規定の適用がある場合を除く。次項及び第五項において同じ。)において、前項に規定する納入すべき税額(同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該入湯税に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第七百一条の九第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納入すべき税額の合計額(当該納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。次項において「累積納入税額」という。)を加算した金額。次項において「加算後累積納入税額」という。)が五十万円を超えるときは、前項に規定する不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分

に相当する金額（同項に規定する納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第二項の規定に該当する場合において、加算後累積納入税額（当該加算後累積納入税額の計算の基礎となつた事実のうち同項各号に規定する納入申告、決定又は更正前の税額の計算の基礎とされていなかつたことについて当該特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあるときは、その事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）が三百万円を超えるときは、同項に規定する不申告加算金額は、前二項の規定にかかわらず、加算後累積納入税額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額から累積納入税額を当該各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額とする。

一 五十万円以下の部分に相当する金額 百分の十五の割合

二 五十万円を超え三百万円以下の部分に相当する金額 百分の二十の割合

三 三百万円を超える部分に相当する金額 百分の三十の割合

5 第二項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する不申告加算金額は、前三項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第二項に規定する納入すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一 納入申告書の提出期限後のその提出（当該納入申告書に係る入湯税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものに限る。次号において同じ。）又は第七百一条の九第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、入湯税について、不申告加算金（次項の規定の適用があるものを除く。同号において同じ。）又は重加算金（次条第三項第一号において「不申告加算金等」という。）を徴収されたことがある場合

二 納入申告書の提出期限後のその提出又は第七百一条の九第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る入湯税の特別徴収義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に特別徴収義務が成立した入湯税について、不申告加算金若しくは重加算金（次条第二項の規定の適用があるものに限る。）（以下この号及び次条第三項第二号において「特定不申告加算金等」という。）を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

6 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該納入申告書に係る入湯税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該納入申告書に係る税額に係る第二項に規定する不申告加算金額は、同項から第四項までの規定にかかわらず、当該税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

7 市町村長は、第一項の規定により徴収すべき過少申告加算金額又は第二項の規定により徴収すべき不申告加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

8 第二項の規定は、第六項の規定に該当する納入申告書の提出があつた場合において、その提出が、納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、納入申告書の提出期限から一月を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

(入湯税に係る納入金の重加算金)

第七百一条の十三 前条第一項の規定に該当する場合において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入申告書又は第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書(次項において「更正請求書」という。)を提出したときは、市町村長は、政令で定めるところにより、前条第一項に規定する過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足金額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

2 前条第二項の規定に該当する場合(同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。)において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は納入申告書の提出期限後にその提出をし、若しくは更正請求書を提出したときは、市町村長は、同項に規定する不申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

3 前二項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれか(第一項の規定に該当する場合にあつては、第一号)に該当するときは、前二項に規定する重加算金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第一項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき更正による不足金額に、前項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき税額に、それぞれ百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一 前二項に規定する課税標準額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき納入申告書の提出期限後のその提出又は第七百一条の九第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、入湯税について、不申告加算金等を徴収されたことがある場合

二 納入申告書の提出期限後のその提出又は第七百一条の九第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る入湯税の特別徴収義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に特別徴収義務が成立した入湯税について、特定不申告加算金等を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

4 市町村長は、前二項の規定に該当する場合において、納入申告書の提出について前条第六項に規定する理由があるときは、当該納入申告に係る税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しない。

5 市町村長は、第一項又は第二項の規定により徴収すべき重加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

第七百一条の十四 削除〔昭和三七年九月法律一六一号〕

第七百一条の十五 削除〔昭和三八年四月法律八〇号〕

(入湯税に係る督促)

第七百一条の十六 特別徴収義務者が納期限（更正又は決定があつた場合においては、不足金額の納期限をいう。以下入湯税について同じ。）までに入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

2 特別の事情がある市町村においては、当該市町村の条例で前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

(入湯税に係る督促手数料)

第七百一条の十七 市町村の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、当該市町村の条例の定めるところによつて、手数料を徴収することができる。

(入湯税に係る滞納処分)

第七百一条の十八 入湯税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該入湯税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納入の催告書」とする。

3 入湯税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直にその財産を差し押さえることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関（破産法第百十四条第一号に掲げる請求権に係る入湯税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）に対し、滞納に係る入湯税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5 市町村の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、す

でに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。

6 前各項に定めるものその他入湯税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

7 前各項の規定による処分は、当該市町村の区域外においても行うことができる。

(入湯税に係る滞納処分に関する罪)

第七百一条の十九 入湯税の特別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、若しくは市町村の不利益に処分し、その財産に係る負担を偽つて増加する行為をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 特別徴収義務者の財産を占有する第三者が特別徴収義務者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつたときは、その相手方としてその違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例による入湯税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第七百一条の二十 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第七百一条の十八第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う市町村の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をしたとき。

二 第七百一条の十八第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う市町村の徴税吏員の帳簿書類(同条に規定する帳簿書類をいう。次号において同じ。)その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

三 第七百一条の十八第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う市町村の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出したとき。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例による入湯税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第七百一条の二十一 第七百一条の十八第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七百一条の二十二から第七百一条の二十九まで 削除〔令和二年三月法律五号〕